

クーリング・オフできるもの できないもの

広く知られるようになったクーリング・オフ制度。しかし、消費生活センターに寄せられる相談の中には、思い違いをしているケースも多くみられます。そこで、今回はクーリング・オフ制度の概要についてお知らせします。

クーリング・オフ制度とは

クーリング・オフとは訪問販売や電話勧誘販売などの特定の取引の場合、契約後でも冷静に考え直す期間を設けて、一定の期間内であれば理由なく無条件で申込の撤回や契約の解除ができる制度です。ただし、すべての契約がクーリング・オフできるわけではないので注意が必要です。



クーリング・オフができるもの

クーリング・オフできるのは法令などにより決められたものに限られます。

クーリング・オフできる主なもの

取引の種類	できる期間
訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む）	8日間
電話勧誘販売（事業者からかかってきた勧誘電話）	
特定継続的役務提供（エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスなど）	
訪問購入	
連鎖販売取引（マルチ商法）	20日間
業務提供誘因販売取引（内職商法・モニター商法）	

クーリング・オフできる期間

クーリング・オフできる期間は申込書または契約書のいずれか早い方を受け取った日を1日目として起算します。

8日間の例

1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
← クーリング・オフ できる 期間 →								×

契約書受取

契約書等に不備があるときは、所定の期間を過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。

クーリング・オフができないもの

【クーリング・オフできない場合の例】

- 店に出向いて契約したり買い物をしたりしたもの
- 通信販売（インターネット通販、テレビ・ラジオショッピング、カタログショッピングなど）
※返品については販売会社の定めに従う
- 金額3,000円未満の取引で全額現金で支払ったもの（訪問販売・電話勧誘販売）
- 自動車の販売・リース契約
- 電話・インターネットなどの通信・プロバイダ契約
- 商売（事業）のための契約や事業者間の契約

